



人類の歴史の過程で権力の分立が初めて文書として現されたのは16世紀でした。トーマス・ホッブス（イギリスの政治哲学者 1588～1679）による著作（「リバイアサン（1651）」＝国家についての政治哲学の著作）に依ってでした。詳細はここでは述べませんが、ルネサンス（14世紀～16世紀）以後に近代的な国家の概念は見直され、マキャヴェッリが権力関係から国家の成立を考察し、さらには宗教戦争や内戦などを通じて国家の新たな哲学的な基礎付けが求められるようになってきました。ホッブスはイギリスでの内乱を通じてこれらに問題意識を持つようになり、新しい国家理論の基礎付け、新たな政治秩序を確立することを目指しました。ホッブスによって提起された社会契約論や市民の自然権、有神論から無神論、二元論から唯物論、政治倫理と権力の存在、等の哲学的考察の筋道を議論の対象として、後の人類の倫理的方向性が生まれました。

「リバイアサン」への推考を重ねつつ、その後の社会原理や哲学が、**ジョン・ロック**、（1632年～1704年—イギリスの哲学者。経験論の父、主著「人間悟性論」で経験論的認識論を体系化。政治哲学者として『統治二論』別名『市民政府二論』として1689年に刊行）、**ルソー**（1712年～1778年—ジュネーヴ共和国に生まれ、主にフランスで活躍した哲学者、政治哲学者、作曲家『社会契約論』1762年）、**シャルル・ド・モンテスキュー**（1689年～1755年—フランスの哲学者『法の精神』1748年）らによって展開されて行きました。

● **ジョージ・メイソン**（1725年～1792年）

今日の世界の主流をなす法典の基本は、バージニア権利章典（Virginia Bill of Rights）とされています。1776年に起草された文書ですが、「不相当な」政府に対する反抗の権利を含み、人間に本来備わっている自然権を宣言したものでもあります。バージニア権利宣言（Virginia Declaration of Rights）とも呼ばれるこの章典は、ジョージ・メイソンによって起草されたものです。18世紀の自然権思想を集約的に成文化したものであり、基本的人権の思想を世界で初めて明文化したもので、合衆国憲法制定の際には、基本的人権の保障が明確に示されていなかったことから、1791年に修正第一条から修正第十条までの修正条項として追加されました。この章典は後の多くの文書に影響を与え、1776年のアメリカ独立宣言、1789年のアメリカ権利章典、および1789年のフランス革命における「人間と市民の権利の宣

言」などが列挙されます。全文で僅か16条からなる権利章典は、これが18世紀末に起草されたものとは思えないほどの的を射た章典であり、21世紀の今日でさえ尚存在感を持って私たちに迫ってきます。以下に全文を掲載させて戴きますので、まずはお読み下さり、その後これからの私達の目指すべき方向性を議論させて戴きたいと思ひます。

《バージニア権利章典全文》

第1条 全ての人**は生まれながらにして等しく自由で独立しており、一定の生来の権利を有している。それらの権利は、人々が社会のある状態に加わったときに、いかなる盟約によっても、人々の子孫に与え得ることが出来、この権利を彼らから奪うことはできない。この権利とは「財産を獲得し、所有し、幸福と安全を追求し実現する」という手段と共に、生命と自由を享受する権利である。**

第2条 あらゆる権力は人民に与えられそれ故に人民から得られる。行政官は人民の被信託者であり僕であって、常に人民に従うものである。

第3条 政府は人民、国家あるいは社会の共通の利益、保護および安全のために制度化されるものであり、あるいはされるべきである。様々な様式や形態の政府の中でも、最大限の幸福と安全を生み出すことができ、悪政の危険に対して最も効果的に制御されているのが最善である。いかなる政府もこれらの目的について不適切であるとか反していると認められたときには、公共の福祉に最も資すると判断される方法で、政府を改革し、置き換え、あるいは廃止する疑いもなく、不可分で剥奪できない権利を社会の多数派が持っている。

第4条 いかなる人も、あるいは人の集団も、公的な務めと考えられるものを除いて、社会から排他的あるいは別の報酬あるいは特権を付与されることはない。その公的な務めは子孫に伝えられるものではなく、行政官、議員あるいは判事の職は世襲されてはならない。

第5条 国家の立法権と行政権は司法権から分離され**区別されるべきである**。立法部と行政部の構成員は人民の負担を感じ取りそれに参加することで抑圧から抑えられるかもしれないので、一定期間私的な位置付けに下げ、元々所属していた団体に戻すべきであり、その空席は、繰り返され、一定で規則的な選挙で補充されるべきである。この選挙で前の構成員の全部あるいは一部が再び選出されるかあるいは不適とされるかは、法律によって示されるべきである。

第6条 議会で人民の代表として使える議員の選挙は自由であるべきである。社会に対して恒久的で共通の利害を持ち、さらにそれに執着するという十分な証拠を持っている人全ては選挙権を有し、彼ら自身の同意あるいは選ばれた議員の同意無しに、公共の用途のために課税しあるいはその財産を奪われることがあってはならない。また同様な考え方で公共の利益のために同意しないいかなる法律によっても束縛されるべきではない。

第7条 人民の代表の同意無しに権威者によって法を停止したり、あるいは執行したりするあらゆる権限は人民の権利に対して有害であり実行されるべきではない。

第8条 あらゆる死刑に値する刑事上の告発において、人は告発者や承認に直面してその告訴の原因や性質を請求する権利がある。自分に有利な証拠を要求し、近隣の公平な陪審員による迅速な裁判を受け、その陪審員の全員一致の同意無くして有罪とは認められず、自分に不利な証拠を提供することを強制されない権利がある。いかなる人もその土地の法あるいは同輩の判断による以外でその自由を奪われることはない。

第9条 過大な保釈金は要求されるべきではなく、また過大な料金を科されるべきではない。残酷で異常な罰は科されるべきではない。

第10条 一般逮捕状はそれによっていかなる役人もあるいは伝達人も、それが行われたという事実の証拠無くして容疑ある場所を捜索し、あるいはその犯罪が特に説明されず証拠によって支持されていない人または名前の無い人々を逮捕するよう指示されるかもしれないが、これは悲痛であり抑圧的なので認められるべきではない。

第11条 財産に関する論争および人と人の訴訟においては、陪審員による裁判が如何なる者にも好ましく、神聖なものとされるべきである。

第12条 **言論出版の自由は自由の最大の防波堤であり、専制的な政府による場合以外では制限することはできない。**

第13条 武器の訓練を受けた人民の集団からなる規律正しい民兵は、自由な国家の適正で当然で安全な守りである。平時における常備軍は自由に対して危険なものとして避けるべきである。あらゆる場合に民兵は文民の権力に厳格に従い支配されるべきである。

第14条 人民は統一した政府を持つ権利を有する。それ故にバージニア政府から分かれたあるいは独立したいかなる政府もその領域内に樹立されてはならない。

第15条 自由な政府あるいは自由の恩恵は、しっかりとした公正さ、中庸、質素および美德への執着と、基本原理への繰り返しの回帰によって守護されなければならない。

第16条 宗教、あるいは創造主に対する礼拝とその方法は武力や暴力によってではなく、理性や確信によって指示を与えられるものである。それゆえに全ての人は等しく良心の命じるままに従い、信教の自由をおびる権利を有する。他の者との間にキリスト教的自制、愛情および慈善を実行することは、あらゆる者の相互の義務である。

ジョージ・メイソンによって起草され、バージニア会議で1776年6月12日に採択された。

－以上がバージニア権利章典の全文です－

※ 念のために申し上げておきますが、ジョージ・メイソンとフリーメーソンとは何の関係もありません。又、奴隷解放の為の南北戦争はバージニア憲章を含有した独立宣言から約100年後の1861年～1865年の間でした。

ウィキペディアによると(1865年6月22日に最後の砲弾が発射された)とあります。

● 欧米の法に関する一つの流れはバージニア権利章典によって示されましたが、近代におけるもう一つの流れ、すなわちドイツ憲法にも言及しなければなりません。20世紀初頭、第一次世界大戦の反省から生まれたワイマール憲法(ヴァイマル憲法)は、当時の最も民主的な憲法とされ、多くの国々の模範となった憲法でした。

制定されたのは第一次大戦後の1919年8月11日に調印制定され、3日後に公布・施行されました。

《ヴァイマル憲法—正式名；ドイツ国憲法》

ヴァイマル憲法の概要はこちらをご覧ください。

http://www.evernote.com/l/AJcWomqrpVJAi50c0_s7uucKy5JCrE9zpk/

ヴァイマル憲法下で何故アドルフ・ヒットラー内閣が誕生したのかは上記リンクでお判りになると思いますが、ここで最も肝要なことは、ヒットラーが民主憲法の間隙をぬってどのように国政の全権を握ったか、ということです。当時ヴァイマル憲法下で全権を握っていたのは、パウル・フォン・ヒンデンブルク大統領でした。

ヒットラー内閣が誕生したのは1933年1月30日、アドルフ・ヒットラーは政権基盤を固めるために議会を解散。3月5日に総選挙を行うことを決めていました。

<ドイツ国会議事堂放火事件—1933年>

「同年2月27日の午後9時30分頃、議事堂のそばをとおりがかった帰宅途中の神学生がガラスの割れる音を聞いた。彼は火のついたものを持った人影を見て、警備を行っていた警官に急報した。警官は割れた窓とその奥の火を発見して呆然となったが、数分後に消防隊に通報した。消防車は10時少し前に到着したが火はすでにかなり燃え広がっていた。

当時、議事堂の真向かいにある宿舎で寝ていたナチ党の外国報道部長エルンスト・ハンフシュテングルは家政婦の悲鳴で火事に気付き、そのころヒットラーのパーティが開かれていたヨーゼフ・ゲッベルスのアパートに電話した。ハンフシュテングルが議事堂が燃えていることを話したとき、ゲッベルスは冗談だと相手にしなかった。しかしやがて議事堂の方角が炎で赤く染まり、ヒットラーは「**コミュニスト(共産主義者)の仕業だ!**」と叫んで現場に急行した。」

と当時の新聞は伝えています。「ドイツ国会議事堂放火事件」についてはこちらをご覧ください。ウィキペディアページ：<https://goo.gl/YSHFRQ>

◆国会議事堂放火事件が発生後、ヒットラーはヒンデンブルク大統領に迫り「民族と国家防衛のための大統領令」と「ドイツ国民への裏切りと反逆的策動に対する大統領令」の二つの大統領令(ドイツ国会火災規則)を発令させました。これにより、ヴァイマル憲法が規定して

いた基本的人権に関する 114、115、117、118、123、124、153 の各条は停止され、ヒトラーとナチ党はこの大統領令を利用し、反対派政党議員の逮捕、そして他党への強迫材料としました。また地方政府をクーデターで倒し、各州政府はナチ党の手に落ちて行き、この時点で他の政党には、ナチ党の暴力支配に抵抗できる術はなくなったのです。

この状況下で制定されたのが「**全権委任法**」です。ヒトラーは憲法改正立法である全権委任法の制定理由を「新たな憲法体制 (Verfassung) を作るため」と説明しました。この法律自体ではヴァイマル憲法自体の存廃、あるいは条文の追加・削除自体は定義されなかったものの、政府に憲法に違背する権限を与える内容でした。当時の法学者カール・シュミットは、この立法によって憲法違反や新憲法制定を含む無制限の権限がヒトラーに与えられたとし、事実上ヴァイマル憲法による司法体制は崩壊しました。

◆ ヒットラーは 1934 年 1 月 30 日の「**ライヒ新構成法**」を定め、第四条には「ライヒ政府は新憲法を制定できる」という条文が制定されています。同法では制度の改廃に当たっては憲法改正手続きが不可欠とされていた第二院 (ライヒスラート) の廃止が決定されており、政府が憲法制定行為を手続きなしに行うことが可能となりました。さらに「国家元首に関する法律」による大統領職と首相職の統合、ならびにヒトラー個人への大統領権限委譲も「**ライヒ新構成法**」第四条を根拠としており、ヒトラーは「国家元首に関する法律」の執行布告において、自らの任命が憲法上有効であると言及しています。

これ以降、ヒトラーは自らの命令根拠が成文法にあるとは言及しなくなります。ナチス・ドイツ期における憲法は明文化されたものではなく、「民族の種に根ざして形成される共同体の生」、つまり「民族共同体」こそが憲法とされ、実際の統治に当たっては、「民族共同体の意志」を体現する総統による指導 (指導者原理) が行われることとなりました。すなわちナチス・ドイツ時代の「憲法体制」とは、アドルフ・ヒトラーの人格を介したナチズム運動と国家との結合という前例のない体制となったのです。

※ドイツ語においてライヒ「Reich」は英語の「Empire=帝国」とほぼ同義であり、ヴァイマル憲法の第一条は「「Deutsches Reich」は共和国とする」とあります。ナチス時代のドイツをナチス帝国といわれるのもこのライヒという表現に内包されています。

◆ この時点で私達日本国民は、麻生太郎を始めとして多くの自民党議員が「ナチスは憲法に違反することなく国民を戦争へと駆り立てた」と喧伝していたことに思い当たられるのではないのでしょうか。現在国会で取り沙汰されている「緊急事態条項」は、大規模災害時での対応だけではなく、集団的自衛権の発令や海外派兵、あるいは国内におけるテロ事態に対応する法律であることは言を俟ちません。

《緊急事態条項》

—自民党改憲草案—

第 99 条 (緊急事態の宣言の効果)

1 緊急事態の宣言が発せられたときは、法律の定めるところにより、内閣は法律と同一の効力を有する政令を制定することができるほか、内閣総理大臣は財政上必要な支出その他の

処分を行い、地方自治体の長に対して必要な指示をすることができる。

2 前項の政令の制定及び処分については、法律の定めるところにより、事後に国会の承認を得なければならない。

3 緊急事態の宣言が発せられた場合には、何人も、法律の定めるところにより、当該宣言に係る事態において国民の生命、身体及び財産を守るために行われる措置に関して発せられる国その他公の機関の指示に従わなければならない。この場合においても、第十四条、第十八条、第十九条、第二十一条その他の基本的人権に関する規定は、最大限に尊重されなければならない。

4 緊急事態の宣言が発せられた場合においては、法律の定めるところにより、その宣言が効力を有する期間、衆議院は解散されないものとし、両議院の議員の任期及びその選挙期日の特例を設けることができる。

・更に自民党改憲草案の99条1項には

「内閣は法律と同一の効力を有する政令を制定することができる」

と規定されています。

これについては、法律の専門家から見れば「**立法府である国会の承認が全くなくても、法律を作ってしまう。緊急事態の効力の期間も定められておらず、永久に政権運営ができてしまう**」と容易に看破することが出来ます。

◆日本の政治が、あるいは安倍政権が、これほど市民を蔑（ないがしろ）にした態度でいられるのは、「野党がだらしない」というだけではなさそうです。安倍自民党が強力な一枚岩を構成し得ているのは、財界とのつながり、産業界や労組などといった社会機構が、市民を放置したままヒエラルキーともいえる階級制度を、巧みに構成してきたことも大きな要因です。このことは、社会党政権や民主党政権が、政治や行政の統率力という点において、余りにも脆弱だったという側面もあります。

しかし外見的な社会構成だけでなく日本の政治的側面から見れば、**統治機構に内在する筈の「国民の意志の存在」そのものが統治機構に組み込まれていない、というのが最大の原因**と言えます。このことは**社会機構を根幹から見詰め直さなければならない**という事を意味しています。

国民の選挙によって多数派を占めたのだから「当然の権利」である、と嘯（うそぶ）く自民党議員ばかりですが、これが実は近代民主主義の最大の欠点となっています。民主主義における多数決の論理はすでに過去の価値観としなければなりません。少数派が実は正義であった、という史実は数え上げれば限がないほど人類の歴史に刻み込まれています。

アドルフ・ヒットラーのナチズムは、ヒットラーが巧みに法を操りながら、法の間隙と周囲の人的整合性、そして社会構成を正当化する論理を兼ね備え、ゲルマン民族の世界支配という野望に向けた巧妙なプロパガンダを通じて、ドイツ国民の中で次第にナチス政権の支持派が多数派となって行ったのです。

● 安倍政権も手法は異なれど、政治支配の手法は正にヒットラーに似て、日本の政治の第二次大戦後の自由民主党の流れを把握しながら、**経済的繁栄**といえは黙ってしまう**国民の多数派**を巧みに取り込んで来ました。しかし嘗（かつ）ての自由民主党には、常に正義の論理を貫く論客も多数いて、党内での自浄作用も垣間見られましたが、現在の自民党には全くと言っていいほど真の政治家はいなくなってしまうました。正に冒頭のバージニア憲章4条にある「**公的な務めは子孫に伝えられるものではなく、行政官、議員あるいは判事の職は世襲されてはならない**」という倫理に相反する日本政治の最大の欠陥が露呈されています。

《市民による司法改革の必要性》

私達市民は、過去の歴史に学び、更に正統な倫理観を再認識しながら、21世紀の世界の、あるいは人類の未来に思いを馳せながら、正しい倫理観、基盤を為す哲学について考え、未来への新たな架け橋を創造して行かなければなりません。

★「ハーバード白熱教室」で人気を博したアメリカのハーバード大学のマイケル・J・サンデル教授（政治哲学）は、一連の講義を日本でも行っています。彼の対話型講義は正義についての3つの考え方（功利主義、義務と権利、目的論）について語り、「民主制の不満」「リベラリズムと正義の限界」、そして「公共哲学を求めて」をこの時点での結論としています。

彼の講義の一連の流れはジェファーソンから始まり、リンカーン、ウッドロー・ウイルソン、そしてルーズベルトと続き、ニューディール後期のケインズ経済学採用で一旦終止符を打ち、これらの系譜の結果として、サンデルはルソー的な統一された民主主義ではなく、トクヴィルの多元的で道徳的な共和主義を進化させ、「主権分散型・多元的共和主義」こそが肝要と結んでいます。これはすなわち（「**公共哲学**」の論理の確立こそが急務である）と結論づけているのです。

私たちが再認識すべきは、アメリカが建国以来300年程しか経っていないということです。世界はアメリカ流というかハーバード流というか、グローバリゼーションの真っ只中で、我々の世界は功利主義的な思想に押し流され続けています。しかしこのままハイテクノロジーの進化が無節操に進み、功利的な思想だけに支配され続けて行けば、殺戮、戦争、人種差別、レイプ、貧富の格差は際限なく助長され、人類そのものの存在意義、絶対的正義、真の民主主義、市民全体の幸福追求の意志、更には地球上に存在するすべての生命が危機に晒され、ギリシャ哲学以来延々と築いてきた人類の叡智がすべて損なわれてしまいます。

マイケル・J・サンデルはこの危機に警告を發し、「**公共の哲学=すなわち全人類が共有できる哲学**」を確立することが21世紀の今、急務だと言っているのです。

★トーマス・ホッブスからジョン・ロック、ルソー、モンテスキューと続いてきた思想、更に「最大多数の最大幸福」のジェレミイ・ベンサム、エッジワース、シジウィック、と続くヨーロッパの政治哲学思想にも言及しておかなければなりません。

ここでは主に**ヘンリー・シジウィック**について少しご紹介しておきます。

(Henry Sidgwick ; 1838年5月31日~1900年8月28日) イギリスの哲学者、倫理学者。

+シジウィックは「倫理学の方法」において「功利主義とは、如何なる環境下においても客観的に正しい制度や行為は、全体に最大の幸福をもたらすと考える倫理的構想である」と定義しています。ここで言われる最大化されるべき幸福の総和とは、「該当する社会制度やその行為効果によって影響されるすべての人々が含まれ、快苦を経験する能力を有するすべての動物や生物をも含めなければならない」と考えていました。（古典的功利主義とも言われています）。彼は、1862年当時、すでにキリスト教や宗教全体を受け入れることは出来ないとし、自ら無神論者であると考えていました。功利主義とは利己主義に陥ることなく、他人の幸福をも顧慮されることを含み、普遍的快樂主義として名指されることもありました。その後シジウィックは「人はだれも自身の幸福を無下にするような行いはすべきではない」という原理に帰着し、二元論（実践理性の二元性）を後世の思想家に残したままにこの世を去りました。

功利主義は今日の国家経営において主流となっていますが、その解釈については議論百出していることも確かです。功利主義と「善」「道徳的感情」「意識」「幸福」「欲望と嫌悪」「効用の測定」「幸福の計算式」「ゼロワンルール」等論議は百出していますが、ここでは詳細は述べません。

※ご興味の在る方は[ジョン・ロールズ \(John Rawls\) の「政治哲学史講義」 I. II \(岩波書店\) をお読みください。](#)

《日本の司法》

1947年5月3日に施行された「日本国憲法」は、①基本的人権の尊重 ②国民主権（主権在民）③平和主義（戦争の放棄）、という三大原理によって国民への尊厳と自由が保障されています。そして本章の冒頭から述べてきた様に、世界の民主国家の主流となる「三権分立」の理念とともに、日本独自の平和主義となる「戦争の放棄」を宣言し、世界に冠たる平和憲法となっています。

しかし、日本の政治の実態は、憲法という市民の唯一の砦を、巧みに外堀から埋めつつあります。倫理観も哲学も何も持たない無節操で立脚すべき原点を持たない政治家たちが「政治は現実に対処するものであって、倫理や哲学に拘（こだわ）ることなど出来ない」と常に反論してきます。しかし彼らの言う現実そのものが、日毎に未来へと繋がって行くということを彼らは知りません。未来を形成するのは紛いもなく今のこの瞬間の生き方なのです。時の移ろいは瞬間の繋がりでしか形成されて行きません。

「砂川事件」に於ける最高裁判所判決（大法廷、裁判長・田中耕太郎長官）

—1959年12月16日—

<判旨の冒頭で次のように述べています>

▲ 本件安全保障条約は主権国としてのわが国の存立の基礎に極めて重大な関係をもつ高度の政治性を有するものというべきであって、その内容が違憲なりや否やの法的判断は、その条約を締結した内閣およびこれを承認した国会の高度の政治的ないし自由裁量的判断と表裏をなす点がすくなくない。

それ故、右違憲なりや否やの法的判断は、純司法的機能をその使命とする司法裁判所の審査には、原則としてなじまない性質のものであり、従つて、**一見極めて明白に違憲無効であると認められない限りは、裁判所の司法審査権の範囲外のものであつて、それは第一次的には、右条約の締結権を有する内閣およびこれに対して承認権を有する国会の判断に従うべく、終局的には、主権を有する国民の政治的判断に委ねらるべきものであると解するを相当とする。**

この判決の冒頭の文章こそが、今日の日本の政治を墮落させる元凶となっていると皆さんもお気づきになられていると思います。

立法府に対する「違憲立法審査権」という権限を付与され、司法の独立を保障されていながら、時の政治の圧力に詔（へつら）った判決には、誠意ある国民の皆様は辟易とされると共に、怒りすら覚えられたことでしょう。

安倍晋三は集团的自衛権の政治討論のなかで、自衛権を発動し、海外派兵までも推進するその法的根拠は「砂川判決にある」と明言し続けています。1959年の判決が、57年を経た今日でもなお、頑（かたく）なに罷り通るのが社会の統治機構の常です。日々変わり続ける人々の営みの中で、権力を掌握するものが狡猾に持ち出す法的規範を、私達市民はただただ付き従うだけなのでしょう。多くの市民の方々が昨年秋に安全保障法制に対して反対の抗議活動をされて来ました。しかしこの安全保障法制も本年（2016年3月31日）に発効してしまいました。

このままでは、日本における市民活動すら無意味な闇へと落としかねられません。

市民活動を更に意義あるものにし、国民の善意ある意志が政治に反映される社会の実現を構築して行く為にまず出来ることは何でしょうか。

上記の判決要旨の後半部分（赤文字）を再度ご覧ください。ここには「**終局的には、主権を有する国民の政治的判断に委ねらるべきものであると解するを相当とする**」と書かれています。当時の最高裁判事15人の喧々譁々たる議論があつたであろう苦心の跡が見て取れます。憲法全体を貫く「主権在民」がこの判決要旨にも言及されていたことが、この一文に集約されています。その時の最高裁判事は次の方々です。

[田中耕太郎 島保 斉藤悠輔 藤田八郎 河村又介 入江俊郎 池田克 垂水克己 河村大助 下飯坂潤夫 高木常七 石坂修一 小谷勝重 奥野健一 高橋潔]

この時の内閣総理大臣は岸信介でした。皆さんもご存じのように安倍晋三の祖父です。ここでも冒頭のバージニア権利章典の第4条<公的な務めは子孫に伝えられるものではなく、行政官、議員あるいは判事の職は世襲されてはならない>という件（くだり）が如何に未来を見通した素晴らしい概念であるかが示されています。今の日本の政治家の大多数は、選挙区における支持者の世襲を通じて国会議員となっています。この因習的な日本政治の欠陥も打破して行かなければなりません。世代交代によって自然に淘汰されるものと思っておりましたが、狭い範囲で人が繋がる価値観とは、思っているほど単純なことではなさそうです。

「おらが国さの先生だべ」という根拠のない支持基盤は、相当に根強いものがありそうです。

◆さて、主権在民が再認識されたところで、私達市民が取るべき方向は、現状では法の定めた範囲の中で、革命的な手法を取らずとも可能な戦略があるということです。

安倍政権のみならず、時の政権が真に日本国憲法に基づいた政治戦略を展開しているかどうかを、市民の目線で判断し司法に提訴する、という手法は数多く摂られてきました。喫緊の例とすれば高浜原発3～4号機稼働停止（大津地裁）と川内原発運転差し止め訴訟（福岡高裁宮崎支部）が上げられます。

<2016年3月9日>日本経済新聞社記事より：

関西電力高浜原子力発電所3、4号機（福井県高浜町）の運転差し止めを滋賀県の住民が求めた仮処分申請で、大津地裁（山本善彦裁判長）は9日、運転を認めない決定をした。東京電力福島第1原発事故後に再稼働した原発の運転を禁止する司法判断は初めて。仮処分決定は、訴訟の判決と異なり直ちに効力が生じるため、2基はいずれも運転停止の状態に追い込まれる。

<2016年4月6日>日本経済新聞社記事より：

九州電力川内原子力発電所1、2号機（鹿児島県薩摩川内市）の運転差し止めを周辺住民らが求めた仮処分申請の即時抗告審で、福岡高裁宮崎支部（西川知一郎裁判長）は6日、住民らの訴えを退ける決定を出した。関西電力高浜原発3、4号機（福井県）の運転停止を命じた3月の大津地裁の仮処分決定と司法判断が分かれた。

即時抗告審の主な争点は(1)地震対策(2)火山の影響(3)避難計画の実効性—だった。この日の決定は新規制基準について「不合理とはいえない」としたうえで、川内原発が基準に適合したとする原子力規制委員会の判断も認めた。

住民側は「地震などへの想定が十分でなく、重大事故が起こる可能性がある」と主張。九電側は「施設の耐震性に問題はなく事故発生の危険性はない」としていた。

上記のように日本の司法判断も、市民側から見れば正反対の判決を出しているように思えます。これは取りも直さず法解釈の基本となる倫理が異なった土壌の上にあるという証拠でもあります。裁判官の哲学的倫理観まで踏み込んで考える時代に来ているとも言えます。ドイツの司法判断も、皆さんにご覧いただいているYouTube版「映画；日独裁判官物語」（最後のページにリンクアドレスを記載）において、民主的な方向に司法全体のメンタリティを変革させて行ったのは、1960年代からの世代交代からだったとされています。「**相互信頼、倫理、法治国家への回帰—それは司法の復活である**」とし、「**司法の民主主義を確立するのは主権者たる国民である**」と結んでいます。

「映画；日独裁判官物語」は1999年に制作されたものですが、作成に関わられた人は当時の司法関係者6000人に及ぶ有志の方々と、各々1万円の拠出にて制作されたものです。そして制作の中心として全面的に活動し推し進められて来られたのが、高橋利明事務局長でした。現在は四谷見附にて弁護士をなさっておられます。

高橋氏が中心となって法廷訴訟を牽引されてきた、「八ッ場ダムに関する公金支出差止等請求訴訟」は2015年9月10日に、最高裁第一小法廷において「上告棄却」の判決が確定

しておりますが、この訴訟に関して高橋氏は次のようなメッセージを残されています。

<記>

以下の文章は日本評論社発行の「法学セミナー；2016/03号に記載された記事からの引用です

◆原告の皆さんー「この裁判で市民としての自覚を得た。戦いを続ける」

この大会には、弁護団に知らされていなかったプログラムがあった。それは弁護団への「感謝状・ありがとう」の贈呈式であった。その一節には「弁護団と共に闘った裁判は、私たち市民として『深く自覚する』という大きな財産をもたらした」とあり、「私たちは裁判で手にした経験を市民社会の財産とし、多くの市民と戦いを共にする」ともあった。現在の民主主義の危機への怒りとこれへの反撃の決意は、シールズ世代だけのものではないようだ。弁護団として、原告の皆さんにこのような財産を残せたのなら、裁判所は説得できなかったが、何百という原告の皆さんにこのような意識を持ってもらえたなら、それが最大の成果といえるかも知れない。(弁護士；高橋利明ー四谷見附法律事務所)

私達の市民活動も実を結ばなくてはなりません。その為には現状で即可能な戦略を優先的に取り入れ、更にその思想的バックグラウンドとなる哲学・倫理の確立と、最終的な着地点＝目的となる概念も共有し、その概念にそって市民の連帯を成し遂げて行かなければなりません。賛同して頂く人々の輪が大きくなれば、それに越したことはありませんが、必ずしも必須とされる事項ではなく、重要なのは持続的な市民意識の向上です。

21世紀初頭の現在で言えることは、過去の歴史上の倫理観や哲学が、必ずしも真実に基づいた論理ではなくなっているという事実にも目を向け、これから新たな科学的な、あるいは物理的な、更に素粒子物理学、量子論、等に基づいた包括的な哲学を構築して行かなければならない、ということです。おそらく20世紀までに築かれた多くの倫理観は、宗教も含めて包括的に見直さなければならぬでしょう。それは現在フランスとスイス国境の地下で進められているCERN（欧州原子核研究機構）等による大型の研究機関で徐々に解き明かされていくことでしょう。

真に哲学を模索する者にとっては、広大な宇宙の果てまでそのスペキュレーションを解き放ち、ビッグバンの瞬間の一秒の -43 乗迄行きついたCERNの実験室を訪れ、尚且つ宇宙物理学者が決して遡求しえない宇宙の尽きる瞬間まで辿る事ではないかと思っています。そして現実という掛け替えのない時を、わが身で生に触れ、食べる事も儘ならない人々と生を共有し、世界を孤独に旅する者となって、生死の境を体現しながら、「生きる」本質に迫る事が最も肝要な事だとも考えます。

何故なら、私達人類が現在の宇宙に関して知りえているのは僅か5%程度でしかありません。宇宙の95%はダークマターやダークエネルギーといった未知の存在であり、21世紀に入って私達が存在する現宇宙は一つの限定的な小宇宙で、これら小宇宙を包摂する大宇宙があり、その大宇宙も更に上位の宇宙も際限なく広がっているという推測も可能な時代に来ています。

政治論を述べるにも、未来の社会の到達点を模索するにも、私たちは人類の卑小な存在を

知り、その上で地球上に共に生きる同胞として他の人々を見つめる眼を持たなければなりません。そして地球上で私達人類を育ててくれた他の動物や植物、そして維持されるべき地球環境に常に思いを馳せながら、人間としての日常を大切に、命の繋がりに感謝しながら生きて行かなければなりません。

国家という概念は非常に大切なものですが、それ故に自分が存在している一つの国家をより良くし、同時代を生きるすべての人々にとってより良い存在だと思われる国家にしなければなりません。

幸いにも日本には世界のどの国も宣言していない、「憲法9条＝戦争の永久放棄」という素晴らしい法を持っています。これは大戦後のマッカーサー司令官によってもたらされたものとされていますが、マッカーサー草案の根幹となる3原則は以下の通りでした。

★マッカーサーは、総司令部が憲法草案を起草するに際して守るべき三原則を、憲法草案起草の責任者とされたホイットニー民政局長に示した（「マッカーサー・ノート」）

三原則の内容は以下の通り。

①天皇は国家の元首の地位にある。皇位は世襲される。天皇の職務および権能は、憲法に基づき行使され、憲法に表明された国民の基本的意思に応えるものとする。

Emperor is at the head of the state. His succession is dynastic. His duties and powers will be exercised in accordance with the Constitution and responsive to the basic will of the people as provided therein.

②国権の発動たる戦争は、廃止する。日本は、紛争解決のための手段としての戦争、さらに自己の安全を保持するための手段としての戦争をも、放棄する。日本はその防衛と保護を、今や世界を動かしつつある崇高な理想に委ねる。日本が陸海空軍を持つ権能は、将来も与えられることはなく、交戦権が日本軍に与えられることもない。

War as a sovereign right of the nation is abolished. Japan renounces it as an instrumentality for settling its disputes and even for preserving its own security. It relies upon the higher ideals which are now stirring the world for its defense and its protection. No Japanese Army, Navy, or Air Force will ever be authorized and no rights of belligerency will ever be conferred upon any Japanese force.

③日本の封建制度は廃止される。貴族の権利は、皇族を除き、現在生存する者一代以上には及ばない。華族の地位は、今後どのような国民的または市民的な政治権力を伴うものではない。予算の型は、イギリスの制度に倣うこと。

The feudal system of Japan will cease. No rights of peerage except those of the Imperial family will extend beyond the lives of those now existent. No patent of nobility will from this time forth embody within itself any National or Civic power of government .Pattern budget after British system.

以上のように、マッカーサー原案の方がより正確に記され、この第2項がそのまま法文化

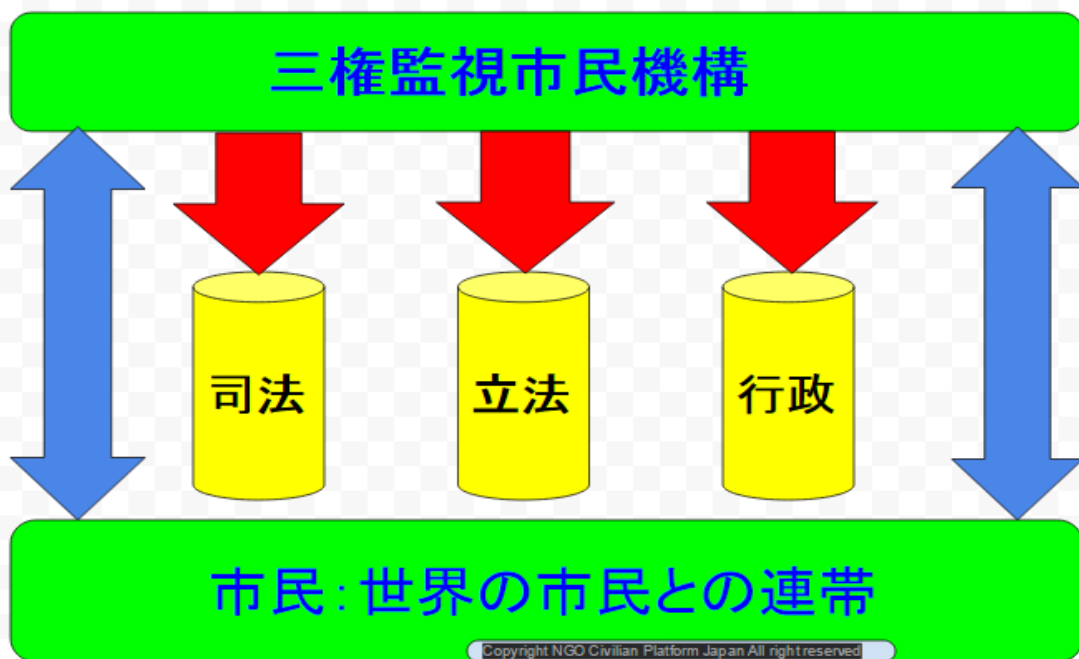
されていれば今日のように安倍政権によって捻じ曲げられることもなかっただろうと悔やまれます。

《民主主義のあるべき姿＝未来の統治機構の在り方》

三権分立とは、原点から継続して見つめてみると、所詮は統治者の意のままになる、という組織形態であるということが判って来ました。元来、トーマス・ホッブスが唱えた16世紀後半の統治者は貴族や独裁政権であり、帝国を支配する者たちの統治をより機能的に管理し、効率的に命令を浸透させ、徴税の正確さと合理性を追求したものだとも言えます。万民といっても奴隷制度はあり、市民は階級制度によって限定的な自由があっただけでした。

その後に進化し発展した論理も、宗教の倫理支配や資本主義における貧富の格差是正にまで及ぶ論理が展開されている訳ではありません。現在の民主主義も17世紀から継続してきた「多数決の原理」に基づき、人間の尊厳にまで遡及できる制度でもありません。未だに北朝鮮やシリアに見るような独裁（毒裁）政権を国際社会はコントロール出来ず、共産党一党支配の中国の横暴を許し、パナマ文書によって暴かれた欲望に振り回される権力者の横行を阻止出来ない社会のままです。

未来へのステップ1として、私たちは3月から「市民が目指す司法改革」を提言していますが、この活動の主たる目的地は司法、立法、行政、の3権の上位に「権力を監視する市民機構」を位置づけた社会機構を構成することです。「民主主義は主権在民である」と言ってみたとこで、現実の社会機構の中で常道的に意志を発現できる場所が確定されていない限り、その道は閉ざされていると同じです。不定期な総選挙や、衆議院議員の解散権が内閣総理大臣にあるような制度では、真の民主主義とは断じて言えません。日常的に市民の監視と遡及、及び提言と違反行為としての提訴が出来なければ、公正な民主主義とは言えません。



—簡単な概念図とすれば上記のような図と考えて下さい—

実にシンプルな図式ですが、内実はこれまでのどの革命よりも画期的な社会機構の変革と言えます。この図式を世界に当て嵌めれば国連そのものの改革にも繋がると思えます。この静かで深い市民革命を成就する為には、どうしても「市民の連帯」(Solidarity of citizens)が必要となってきます。

経済のグローバル化が真っ先に始まった世界ですが、テクノロジーの進化と共に先行きの価値観が見えなくなってしまった世界が形成されつつあります。ビジネスとして成り立てば、そこにイリーガルな社会が形成されようと一向に構わないという価値観が共有されつつあります。イスラーム世界のごく一部のテロリスト達が、人権とは程遠い価値観によって、女性や子供達を苛(さいな)む社会すら阻止出来ない世界や、難民を毛嫌いする欧州の価値観を許容することも出来ません。これらの錯綜する社会を阻止する為にも、シリアのアサド大統領のような人物を輩出させうる世界にも、異を唱えなければなりません。

▲市民監視機構の目論見として、ハイテク化が進む現代社会では誰でもこの市民機構に参加できる仕組みが出来る筈です。日常的な片隅で、PCやスマホを立ち上げて各自の意識を発信することも、価値観を共有することも可能な社会です。ごく一部の限定的な者たちに社会を好きにさせる世界にする訳には行きません。

皆さんからのご意見やご質問を下記メールアドレス宛にお寄せ下さい。意見を出し合い、考えを共有し、新たな価値観を模索しながら、これからの社会を変革してまいりましょう。宜しくお願い致します。

2016年4月18日

NGO市民プラットフォームジャパン 笹岡 哲

現在展開中のキャンペーン等一覧

- | | |
|-----------------------|---|
| <市民が目指す司法改革キャンペーン> | https://goo.gl/Hsm1Ne |
| <映画；日独裁判官物語；Youtube版> | https://youtu.be/FLbp39nxlw4 |
| <原子力公益通報；キャンペーン> | http://goo.gl/oZyN6M |
| <【映像記録キャンペーン】福島3号核爆発> | https://goo.gl/ji6Wlh |
| <特定秘密保護法廃止> | http://goo.gl/m11Zng |
| <集団的自衛権廃止> | https://goo.gl/HZ71gY |
| <福島3号核爆発；Youtube版> | https://goo.gl/ZDE46T |

NGO市民プラットフォームジャパン

ホームページ：21世紀：市民の道標

<http://sonegoronet.jimdo.com>

ホームページ：NGO市民プラットフォームジャパン

<http://www.sonegoro.jimdo.com>

市民の皆さまからの連絡用メールアドレス

sonegoro@gmail.com